

藍住たまき青空居宅介護支援事業所 重要事項説明書

1 事業者（法人）の概要

法人名	医療法人 明和会
所在地	徳島県徳島市国府町早淵北カシヤ56番地1
代表者氏名	理事長 田蒔 正治
設立年月日	昭和22年 8月 1日

2 事業所の概要及び目的、方針

事業所の名称	藍住たまき青空居宅介護支援事業所
事業所番号	3671502312
所在地	徳島県板野郡藍住町住吉字千鳥ヶ浜 110 番地 5
電話番号(FAX)	090-1001-8080 (088-678-7732)
管理者氏名	上田 一美
事業実施地域	藍住町、北島町、松茂町、徳島市、鳴門市、板野町、上板町
営業日及び営業時間	月曜日～土曜日（但し、12月30日から1月3日を除く） 9：00～18：00
目的及び方針	ご利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、心身の状況及び住居環境に応じ、ご利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に常にご利用者の立場に立って提供されるよう配慮して行うものとします。

3 職員の体制及び職務内容

職種	人数	勤務体制
管理者	1 名	常勤兼務
主任介護支援専門員	1 名	常勤専従
介護支援専門員	1 名	常勤専従 1 名

4 サービスの概要

種類	内容
要介護認定の申請代行	ご利用者が要介護認定を受けていない場合、ご利用者の意思を踏まえて申請を代行いたします。
サービス計画の立案	ご利用者及びご家族の意向をできる限り尊重し、サービス計画を立案いたします
情報提供	医療・介護等に関する様々な情報を提供いたします。
連絡調整	居宅サービス事業者その他の事業者、関連機関との連絡調整をいたします。

確 認 書

藍住たまき青空居宅介護支援事業所を利用するにあたり、これらの内容に関して、利用契約書及び重要事項説明書のサービス提供の内容、介護保険給付以外の費用及び請求金額などについて説明を受けましたので、十分に理解した上で同意します。

年 月 日

説明者 職 名 介護支援専門員

氏 名 _____ 印

利用者（甲）氏 名 _____ 印

家族又は

身元引受人 氏 名 _____ 印

事業者（乙）住 所 徳島県徳島市国府町早淵北カシヤ56番地1

事業者名 医療法人明和会

事業所名 藍住たまき青空居宅介護支援事業所

理事長 田蒔 正治 印

○居宅介護支援費（Ⅰ）（ⅰ）

要介護1、2	要介護3、4、5	要支援1、2
1,086単位/月	1,411単位/月	市町村より委託

※ 交通費…通常の事業活動地域外の方は交通費の実費相当額をいただきます。

10 虐待防止のための措置に関する事項

- （１）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- （２）虐待の防止のための指針を整備すること。
- （３）職員に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施すること。
- （４）上記措置を適切に実施する為の担当者を置くこと。担当者は管理者とする。

11 業務継続に向けた取組

事業所は感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施を行うこととする。

12 感染症対策

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施等を行うこととする。

13 ハラスメント対策

事業所は職場におけるハラスメント防止に向けた委員会の開催、指針の整備、相談体制の実施等を行うこととする。

14 計画書等の交付

- （１）居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類が必要な場合は、いつでも交付・開示しますのでお申し出ください。
- （２）情報の提供
- （３）要介護認定の申請、同変更申請の代行
- （４）居宅サービス事業者等との連絡調整及び契約締結に関する必要な援助
- （５）給付管理表の作成・提出
 - ① サービスの提供は、ご利用者の要介護状態の軽減、悪化の防止又は予防に資するよう適切な提供に留意します。
 - ② サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。不明な点については、いつでも担当職員に遠慮なくお尋ねください。
 - ③ ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、ご利用者様に、前6カ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与（以下、訪問介護等という。）の各サービスの利用割合及び同一事業所によって提供されたものの利用状況を別紙にてお知らせします。

5 苦情の申立

事業所区分	連絡先
藍住たまき青空居宅介護支援事業所	板野郡藍住町住吉字千鳥ヶ浜 110 番地 5 電話：090-1001-8080
藍住 たまき青空クリニック	板野郡藍住町住吉字千鳥ヶ浜 110 番地 5 電話：088-678-7727
たまき青空病院	徳島市国府町早淵字北カシヤ56番地 1 電話：088-642-5050
徳島県国保連合会介護保険課	徳島市川内町平石若松78番地 1 電話：088-666-0117
藍住町役場健康推進課介護保険室	板野郡藍住町奥野字矢上前 52 番地 1 電話：088-637-3311
徳島市役所高齢介護課	徳島市幸町2丁目5番地 電話：088-621-5586

6 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成手順

- (1) ご自宅を訪問し、ご利用者やご家族からお話を伺います。
- (2) ご利用者の方承を得て、主治医に意見をお尋ねすることがあります。
- (3) 介護支援専門員を中心にサービス担当者会議を開いて、ケアプランの検討を行います。
- (4) ケアプランの作成に際しては、ご利用者やご家族にその内容や利用料、介護保険の適用関係などの全ての項目について説明し了承を得ることとします。
- (5) 医療機関に入院した場合は、入院先医療機関の担当者に介護支援専門員の事業所名、氏名をお伝え下さい。また、医療機関名、入院日を介護支援専門員にお知らせ下さい。

7 担当の職員

担当するのは「介護支援専門員」の資格を有する職員で、常に身分証明書を所持していますので必要なときはいつでも提示を求めてください。

8 担当職員の変更

ご利用者は、いつでも担当職員の交替を申し出ることができます。その場合、事業所では交替を拒む正当な理由がない限り、交替の申し出に応じます。なお、事業所の都合により担当職員を交替することがありますが、その場合には事前にご連絡します。

9 利用料及びその他の費用

要介護（支援）認定を受けた方は、介護保険から全額給付されるため、ご利用者の自己負担はございません。ただし、保険料の滞納により法定受領が出来なくなった場合には、要介護度に応じて 1 ヶ月の利用料を負担して頂きます。その際サービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日お住いの市町村窓口へ提出しますと、払い戻しを受けられます。